

平成29年度 早島町中小企業応援事業補助金

早島町では、町内の中小企業者の皆さまの活動を応援しています！
今年度から新たに補助金制度を創設し、次の事業について補助を行います。
是非ご活用ください。

対象事業

販路開拓事業

岡山県外での見本市・展示会へ出展する場合に、その会場料(小間料)について補助を行います。

起業家支援事業

当該年度内の起業に係る早島町内での法人設立又は店舗・事務所を開設する場合に、それに要する経費について補助を行います。



受付期間

平成29年4月3日(月)～随時受付

- 予算の状況により、受付期間中であっても終了する場合があります。
- 期間内に交付申請書の提出があった中で、随時書類審査を行い採択・不採択を決定します。

申請から補助金交付までの流れ

交付申請書
提出

書類審査

交付決定

事業実施

実績報告

補助金額
確定

補助金
交付

問合せ・申請先

早島町役場 まちづくり企画課

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前湯360番地1

TEL:086-482-0612 FAX:086-482-3405

E-mail:kikaku@town.hayashima.lg.jp

HP: <http://www.town.hayashima.lg.jp/soshikikarasagasu/kikaku/tyusyokigyo/1490853382710.html>

詳細な内容や
申請様式については
ウェブサイトにより
ご確認ください



早島町 中小企業応援

検索

販路開拓事業

補助対象事業	岡山県外での見本市及び展示会への出展 (物産展等主として販売を目的とするものは除く)
対象事業者	中小企業者及び中小企業者の団体
補助率	10分の10
限度額	(1) 国内の場合 20万円 (2) 海外の場合 30万円
対象経費	会場費(小間料)

起業家支援事業

補助対象事業	当該年度内の起業に係る早島町内における法人設立 又は店舗若しくは事務所の開設
対象事業者	当該起業の直前に事業を営んでいなかった中小企業者(個人に限る。)又は当該起業の直前に事業を営んでいなかった者によって設立された中小企業者(会社に限る。)であって、当該起業にあたり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第114条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第25項に規定する特定創業支援事業による支援を受けた者
補助率	3分の2
限度額	40万円
対象経費	委託費(事業計画書及び官公庁への申請書類作成に係るものに限る。), 賃借料(店舗, 事務所及び駐車場の賃借料に限る。), 機械装置費, 備品費

詳しい内容は、早島町ウェブサイトより、早島町中小企業応援事業補助金交付要綱をご覧ください。制度の内容、手続きの流れ、留意事項等を確認のうえ、申請をしてください。

問合わせ：早島町まちづくり企画課 086-482-0612